

原議保存期間 1 年未滿
(平成28年3月31日まで)

警視庁生活安全部生活環境課長
各道府県警察本部生活安全部長
(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部広域調整第一課長

殿

事務連絡
平成27年10月20日
警察庁生活安全局保安課理事官

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者について

標記の件については、「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について(通達)」(平成27年3月24日付け警察庁丁保発第70号)により、認定鳥獣捕獲等事業者が捕獲従事者にライフル銃を所持させた上で捕獲等に従事させる必要があると認めるときは、当該捕獲従事者は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に当たり、銃刀法第4条第1項の規定に基づくライフル銃の所持許可の対象となり得る旨を示達しているところであるが、地方公共団体については自らが認定鳥獣捕獲等事業者となることが可能であり、この場合における捕獲従事者は、当該地方公共団体の職員に限定されず、当該地方公共団体との労働者派遣契約に基づく派遣労働者も含まれることから、その対応に誤りのないようになされたい。

本件担当：銃刀・危険物係(800-3177)
企画係(800-3175)